選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の

運転業務について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第１条　乙は、甲の指定する下記の選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

車　　種

登録番号

（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、一日当たり　　　　　　円とし、この額に前条の期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず１日当り　　　　　　　円に

令和　　年　　月　　日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その自由が生じた日が契約期間前であった場合は、この限りではない。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき錦江町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、錦江町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

　令和　　年　　月　　日

甲　　住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住所

　　　法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞